

交通事故発生状況

[令和5年6月末]

- 三重県の交通事故死者数は**32人**で、前年より**12人增加**。
 - ・ 高齢者の死者が、**15人** (**46.9%**)
 - ・ 事故類型別では、自損事故で**12人**、車両相互の事故で**12人**、人対車両の事故で**8人**
 - ・ 人身事故件数は**1,464件** (-7)、負傷者は**1,850人** (+10)、物件事故は、**24,886件** (+1637)。
- 四日市市内の交通事故死者数は**6人**で、前年より**5人增加**。
 - ・ 人身事故件数は**283件** (-31)、負傷者は**330人** (-65)、物件事故は、**4,649件** (+356)。
- 四日市南警察署管内の交通事故死者数は**5人**で、前年より**5人增加**
 - ・ 人身事故件数は**189件** (-28)、負傷者は**216人** (-55)、物件事故は、**2,733件** (+138)。

道路交通法が改正されました（令和5年7月1日施行）

～ 特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の交通方法等に関する規定 ～

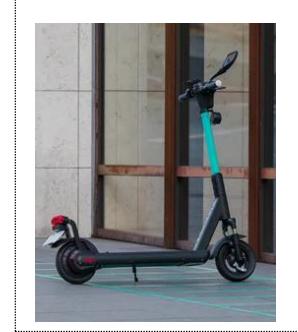
- 特定小型原動機付自転車とは、原動機付自転車のうち車体の大きさ及び構造が以下の基準に該当するもの

【車体の大きさ】

長さ：190センチメートル以下 幅：60センチメートル以下

【車体の構造】

- ・ 原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の電動機を用いること
- ・ 20キロメートル毎時を超える速度を出すことができない
- ・ 走行中に最高速度の設定を変更できること
- ・ A T 機構がとられていること
- ・ 最高速度表示灯が備えられていること



- 特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）を運転するにあたっての留意事項

- ・ 運転免許証は必要ありません（16歳未満は運転できません）
- ・ 自賠責保険への加入が義務付けられています
- ・ ヘルメットの着用は、努力義務となります
- ・ 通行する場所は、車道通行が原則です（左側端に寄って通行。右側通行はできません）

※ 速度が6キロメートル以下しか出せないものは、例外的に歩道通行が可能です。

歩道を通行するときは、中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行すること

- ・ 左折の方法～左折の指示器を操作し、できるだけ道路の左端に沿って曲がる
- ・ 右折の方法～信号交差点では、「二段階右折」。信号機のない交差点では、右折の合図を行い、できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側まで直進し、十分に速度を落として曲がる。
- ・ 飲酒運転、二人乗りも禁止です。

